

[事案 24-180] 転換契約無効請求

・平成 25 年 9 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換時に募集人から虚偽の説明を受けたこと、および契約転換制度について説明がされていないこと等を理由に、転換後契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 12 月に加入した更新型終身移行保険を平成 24 年 7 月に終身保険に契約転換したが、以下の理由により、転換後契約を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人から「転換前契約である更新型終身移行保険はなくなるので、終身保険に切り替えなければならない」との虚偽の説明による誘導があった。
- (2) 募集人は転換について、「これまでの積立部分を下取り・充当する」等の意味合いの説明を一切せず、また転換価格についても一切説明しなかったため、転換前契約の積立部分は、当然に転換後契約に引き継がれるものと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「転換前契約である更新型終身移行保険がなくなった」と告げたことは事実だが、これは「売り止めとなった」との趣旨であり、このことから転換前契約による保障が無くなると誤信することはなく、切り替える必要があると誤信するはずもない。
- (2) 募集人は申立人に対し、設計書を用いて契約転換の仕組みおよび転換価格の説明をしており、また、転換後契約のご契約のしおり等には、契約転換の仕組みが図解で説明されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張を以下のとおり判断する。

- (1) 募集人の「転換前契約である更新型終身移行保険がなくなる」との説明は、虚偽の事実を告げて申立人を欺もうするものであり、このために転換前契約の保障が無くなってしまうと誤信したので、詐欺（民法 96 条）により転換後契約を取り消すことを求める。
- (2) 募集人の「転換前契約である更新型終身移行保険がなくなる」との説明により転換前契約の保障が無くなってしまうと誤信し、また、契約転換制度の仕組み・転換価格についての説明がなかったことから転換前契約の責任準備金等が転換後契約の主契約部分にそのまま引き継がれると誤信したので、錯誤（民法 95 条）により無効とする

ことを求める。

2. 以下のとおり、申立人による詐欺取消の主張を認めることはできない。
 - (1) 詐欺とは、虚偽の事実を告げて相手方を欺もうする行為であるが、募集人が説明に用いた保障設計書は将来の保障が無くなることがないことを前提とした記載となっており、募集人がこれに明白に反した説明をするとは考えられない。
 - (2) 事情聴取の結果から、募集人が、虚偽の事実を告げて欺もう行為を行ったことまでは認められない。
3. 以下のとおり、申立人による錯誤無効の主張を認めることはできない。
 - (1) 申立人の事情聴取の結果から、申立人の「転換前契約の保障が無くなることから、転換後契約に切り替えなければならない」との動機は、意思表示の内容として明示または黙示に表示されているとは認められない。
 - (2) 募集人の事情聴取の結果から、募集人は契約転換の際、転換価格の充当先について説明していないと認められること等から錯誤に陥っていた可能性は認められるが、申立人が、転換比較表によって転換後契約の保障内容や保険料については理解し納得していること、転換価格が少額であることから、これが要素の錯誤であると評価することは困難である。
4. しかし、以下のとおり、募集人の募集行為には問題点があることから、本件は和解により解決することが相当である。
 - (1) 募集人は、契約転換制度について申立人に説明しておらず、募集人自身の転換価格の理解も不十分であった。
 - (2) 申立人にとって、転換後契約の保障内容が転換前契約と比べて格別メリットの大きいものとは言えず、また、転換前契約の更新時期まで数年の期間があり、契約転換の必要性の高い時期であったとは言えない。
 - (3) 本契約の転換の説明および手続きに要した時間は、別件である申立人の母の保険契約の説明および手続きと合計して1時間程度と短いものであった。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96 条（詐欺または脅迫）

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。